

多元的国家論とプラグマティズム

——H・ラスキを中心に——

上
林
良
一

はじめに

一 プラグマティズムについて

二 ラスキ国家論の变化

三 ラスキ政治思想とプラグマティズム

むすび

はじめに

イギリスのG・ウォーラズの現実主義的、経験主義的政治学は、多元的国家論のラスキとアメリカ政治学者、かつ政治評論家として著名なW・リップマンによって、発展させられたことはよく知られていることであろう。ラスキとリップマンは、現実政治に関わりが深かったばかりではなく、政治運動の実践家として、政治評論家として、それぞれウォーラズの思想を継承したものであるということができよう。ウォーラズの影響もあり、ラスキとリップマンには、経験主義、実際主義、多元主義、相対主義等の基礎に立って、共通のプラグマティズムの主要な傾向を見出すことができるだろう。本論文では、主として、ラスキを中心に多元的国家論とその主張の変化のうちに、プラグマティズム哲学の跡づけをこころみたいと思う。

初めに、よく実用主義といわれるプラグマティズム哲学の概観と要点にふれたのち、ラスキの国家論、主権論におけるプラグマティズム、ことに一九二五年『政治学大綱』以後の推移に注目してみたいと思う。

一

「絶対主義、理性論、一元論に反対して、相対主義、経験論、多元論を唱え、生活を知識の先におく所からすれば、主知説に対立する。この場合生活とは自然的生物学的生活を指し、生活は環境への適応であり、そのために知識が働くと云い、進化論の影響の下にある」⁽¹⁾とされているプラグマティズム哲学は、実用主義、または実際主義といわれている点からしても、われわれの現実生活につながるの深いものであると解されている。したがって、同時に社会的現

実や政治生活の実践に結びついた部分が大きく、プラグマティズム哲学の研究が、単なる思弁哲学ではなく、社会的諸問題の解決や、政治学・社会学の分野と連関が深いことが推察されるだろう。

「従来の西欧的発想に固有な客観的真理の観念を批判し、真理の基準はそれを認識する人に実践的有用性を与えるか否かにあるとする哲学上の立場」⁽²⁾と説明されているところから、非常に徹底した実証主義、実践主義、価値の相対主義を強調していることが解されよう。なお「アメリカにおいて、C・B・パース、W・ジェームズ、デューイらによって発展させられた」と述べたのち、つぎのように論じていることは、政治の概念にふれている重要な指摘であろう。すなわち、「一般的にいつて政治は、現実の重要な社会的紛争にかかわっている限りにおいて、プラグマティックたらざるをえない。ここにプラグマティズムが政治に対して持つ普遍的な意義がある」⁽³⁾。ここでは、政治の場において、多くの社会的対立や紛争、闘争によってさまざまの社会的不安定や変化の要素をふくみ、客観的真理よりも、相対主義的判断がよく妥当することをしめしている。したがって、ここに「プラグマティズムが政治に対して持つ意義がある」とは、本来政治の現実がプラグマティックな要素をもっていること、また政治的現実に対する見方、方法をプラグマティズム哲学が提供していること、提供すべきことを主張していることにならう。

堀豊彦は、「国家主権の絶対性」のなかで、ラスキの主権論と国家論の特徴をとりあげた上、その方法論、とくにプラグマティックな性格について、つぎのように述べている。すなわち、「ラスキーは法学者がその立場において主権概念の倫理的必然性を認めることを、一応妥当であるとして認容する。法学的には、すなわち法学的国家論にあっては反駁し難いならか窮極的構成の所在が認められなければならないことに関しては彼も異論をさしはさまない。その点、法学的には有驗性を認め能うとなしつつも、他方それは政治学的には無価値であると論断する。斯様な意味

において、法学的にはともかく国家主権を容認し能うとなしながら、彼は自らの政治学的理論を法学的傾向よりも実用主義的乃至倫理主義的傾向において構成した⁽⁴⁾。

また「この新らしき政治学理論としての政治的多元主義は、多くの他のものがそうであるように、抽象的また哲学的形態において叙述されたにしても、それは実用的実証主義的考察のもとに生じたものである⁽⁵⁾」と述べている。なおこのように論定する理由については、政治的多元主義の立場に立ち、現代国家の議会の機能に限界があることを認め、種々の自治団体の昇華という要求からおこったものとして、実際の解釈を下していることは注目されるべきところであろう。また他の論文「多元的国家論」のなかで、ラスキにおける主権概念の検証を重視したのち、つぎのように述べている。『ラスキのような政治思想家としてプラグマティストが、それがすぐれてイギリスの特徴であるなしに拘らず、そこに「個人」を採り上げない筈は考えられない⁽⁶⁾』。いうまでもなく、ここでは、プラグマティストであるラスキの特徴のみをことさら強く規定したところに主要論点⁽⁷⁾が認められるのではなからう。いいかえれば、主権概念の検証のなかで、ラスキをとりあげ、『彼は「あらゆることにおいて個人を中心に、その根底におくべきである⁽⁸⁾」とそもそもその当初から、そして殆んどあらゆる観察と批判とにおいて繰返し強調している』と述べて、主権概念の重圧と拘束に対する抵抗意識の主体として個人を措定しているのであろう。このようにして、法学的主権概念の批判のなかで個人の自由がとりあげられ、その文脈において、ラスキの「個人」の自由の強調がなされていると解されるべきであろう。しかしながら、ここでは、ラスキの思想とともに、プラグマティズムが「自由主義」、「個人主義」と密接不可分なものとして考えられていることは事実であり、そして、ラスキがプラグマティストであることを前提としていること、「個人の自由」をとりあげることが、「それがすぐれてイギリスの特徴であるなしに拘らず」、プラグマ

テイストとしてのラスキの思想の根幹にふれるものであることを、つよく表現しているのである。なおここでは、よくいわれるように、実利主義、あるいは実用主義等の用語によらず、「プラグマティスト」として明快にラスキを規定し、その基本的思考と方法論を説明しているのは特徴的であろう。

鶴見俊輔は『アメリカ哲学』のなかで、アメリカにおけるプラグマティズム思想の発展史年表をつくっている。ここでは、いうまでもなく、純粋な哲学者の年表を中心としたものであるが、A・F・ベントリーとJ・デューイの共同研究について触れ、一九四九年『知ることと知られること』(Knowing and the Known)二人の手紙を集めた一九六四年『ジョン・デューイとアーサー・F・ベントリー——哲學的往復書簡』(Sidney Ratner and Jules Altman, ed, John Dewey and Arther F. Bentley: A Philosophical Correspondence)とどう具体的成果をあげている。そのこと自身、哲学者デューイと政治学者ベントリーの親密な共同研究をしめしているとともに、プラグマティズム哲学の思考方法が政治学に滲透したこと、いわば、広い意味でのプラグマティズム哲学の発展をしめたものといえよう。そればかりではなく、もともと、プラグマティズム哲学なるものは、社会科学、政治学、社会学等と連関した幅の広さがあることを認識するべきであろう。このことについては、鶴見が、つぎのように述べている。「ベントリーの著書『政治過程の理論—社会圧力の研究』(The Process of Government, A Study of Social Pressure)は一九〇八年に出たものだが、この本の影響力は、ベントリーがデューイとの共同研究の連作を発表するとともに深まる。おなじようにラスウェルの名著『精神病理学と政治』(Psychopathology and Politics)一九三〇年、および『政治—だが、何をいついかにして獲得するか』(Politics, Who Gets What, When, How)。一九三六年には、ラスウェルが、キャプランその他の論理学者、哲学者と共同研究することをおして、政治学をこえた思想的影響力をもつよう

になった。ベントリーおよびラスウェルをとおして、プラグマティズムは、政治学への視点をもつことになる⁽⁸⁾。この叙述は、明快にプラグマティズム哲学とアメリカ政治学の発展との結びつきをしめしていることになろう。またおなじ趣旨の指摘は、一九二二年の『世論』(Public Opinion)の著者リップマン(W. Lippmann)にふれて、つぎのように述べているところに認められるだろう。すなわち「リップマン『世論』は、マス・コミュニケーション研究の原型をつくった⁽⁹⁾」また「マス・コミュニケーションの理論家ならびに政治評論家としてのリップマンの活動は、プラグマティズムの政治思想を代表する⁽¹⁰⁾」等の解説によくあらわれている。

このように、プラグマティズム哲学が實際生活に密着した方法の学問であると解すれば、かように、ベントリーやリップマンにみられるように政治学や社会学の領域に結びついていることは、大いに理由のあることであるばかりではなく、現実政治の面で、つぎのように述べているのも、重要な指摘ではなからうか。すなわち、一九三五年の頃、「TVA長官のリリエンソールの活動は、プラグマティズムが行政面に影響をもった一つの例⁽¹¹⁾」としているのは、いかにも、プラグマティズムがアメリカの哲学としての性格を有することをよくあらわしているということができるだろう。なお鶴見は、他の著書『デューイ』で詳細にとりあげているにしても、ここでも、デューイの政治哲学を指して、一九三〇年の頃、「プラグマティズムの政治哲学の形成への傾向⁽¹²⁾」と記しているのは、直接的には、デューイの一九三〇年の『個人主義——古いものと新しいもの』(Individualism, Old and New)を指すものであつたらう。けれども、デューイの著作の系譜を考えてみると、一九二七年『公衆とその諸問題』(Public and Its Problems)、一九三一年『哲学と文明』(Philosophy and Civilization)、一九三五年『自由主義と社会的行動』(Liberalism and Social Action)、そしてそれらの総仕上げとも目される一九三九年『自由と文化』(Freedom and Culture)等一連の

著作をとりあげたものということができらう。

なお、さきにふれたように、プラグマティズム哲学の政治学への適応といった意味とは別に、プラグマティズム哲学と哲学者のシリーズのなかに、ペントリーが大きい位置を占めていることも、意義ぶかいことではなからうか。もっとも、ペントリーがアメリカ哲学史のなかで偉大な役割を占めていることは、デューイがペントリーを自分の研究における晩年の協力者として見出し、二人の共著『知ることと知られること』が一九四九年に世に出されたことを考えると、きわめて当然のことであるともいえよう。この共著が出版された時は、デューイは九十才、ペントリーが七十八才であったこと、またこの共著が企画されたのは、デューイが八十三才、ペントリーが七十二才であったことをあげて、鶴見が「きわめて単純素材に、両者が知性の巨人であったことを信じないわけには行かない」と述べているのは、まさに適切な評であろう。しかも、この共著『知ることと知られること』の中心的課題は、トランスアクション (Transaction) の概念であったので、自然と社会に関する基本的見方として、「経験」(experience)でもなく、「相互作用」(interplay)でもない、トランスアクションの概念を明確にしたわけであるから、ペントリーが、アメリカ哲学の発展史のなかで、何の誇張もなく、デューイとならんで、大きい位置づけがなされているのは、当然のことと云わねばならないであろう。鶴見は、したがって「このようにして、デューイは、パース、ジェームズ、G・H・ミード、アーサー・ペントリーとの共同研究の集大成をした哲学者として読むことがふさわしく、そのように読まれる時、彼の死後の時代に米国哲学の主流となった分析哲学をさらにこえて、未来にむけて指針をあたえる哲学者としての位置にたつ」とつづけている。それは、たしかに、プラグマティズムをアメリカを代表する哲学とした確立者、大成者として、デューイを遇する言葉であるが、同時にこの叙述は、アーサー・ペントリーの位置づけを、哲学

者として、正しい評価をし、不動の位置づけをなしたものであるといつて、過言ではないだろう。

したがって、われわれは、政治学、政治過程論の世界におけるベントリーの、プラグマティストとしての貢献を認識することをおこたってはならない。それは、たんに、ベントリー著、一九〇八年『政治過程論』がアメリカや日本の政治学の分野で大きく再認識されたこと等を強調することに尽きるものではなからう。彼の政治学の基礎となっている社会観、集団理論、グループ・アプローチと呼ばれるものが、すでにトランスアクションな視点に立つものであることに注目するならば、ベントリーの政治理論のなかに、いかにプラグマティズム哲学が生きているかを証明することになるであろう。⁽¹⁵⁾ このことは、ベントリーの社会学・政治学の方法論を重視するばかりではなく、プラグマティズムの発展、あるいは、アメリカ国民に適合した哲学としてのプラグマティズムの現実の社会生活との結びつき、アメリカ哲学と社会科学との親近性を意味することになるであろう。

ここで、日本におけるプラグマティズムの受容と展開をとりあげ、とくに、その政治学、社会学との連関にふれる場合、清水幾太郎の業績と思想をとりあげるのは、当を得たものといふことができよう。そのことは、「けれども、職業的哲学者の集団は、プラグマティズムを本気で消化しようとしなかった。日本の哲学者によるプラグマティズムの紹介は、多くは理解の浅いものであつて、その本格的な紹介は、清水幾太郎のような社会学者、今田恵のような心理学者に待たなければならなかつた」との鶴見の説明からも、よく理解されるところであろう。清水は、『人間は習慣のシステムである。あの頃は—今も—habit (習慣) という平凡な言葉を見るたびに、私は或る昂奮を感じた。そして、或る日、そのサブタイトルに誘われて、デューウィの書物 (John Dewey, Human Nature and Conduct: An Introduction to Social Psychology, 1922) をモダン・ライブラリー版で読み、それが私の「聖書」になった。私が

入って行ったのは、デューウィのプラグマティズムの広大な世界であつた⁽¹⁷⁾と述べたのち、かつ「思考や観念は、環境への適応のための、環境との均衡のための道具であり、その意味では、本能や習慣の親戚のようなものである⁽¹⁸⁾」とプラグマティズム哲学の基礎を説いている。「わが人生の断片」(下巻)で、清水は、デューウィの『人間性と行為』が、自分の「聖書になつた」と述べたのであるが、それは、清水が、社会的条件のなかで、きわ立って習慣を強調する、人間の社会的行為論のなかに、明瞭に生かされている。ここで、清水が、「総合的且つ歴史哲学的な社会学の時代は終り、社会学の性格、問題、方法、意義に関する新しい規定が生れて来る」とし、「専門的社會學者ならぬジョン・デューイ⁽¹⁹⁾」の社会科学観を大胆に採用しているのである。

かように見てくると、ここでとりあげたように、デューイによつて、社会学論、社会科学観の再構築をはかろうとした清水の構想そのものも、ただたんにデューイへの高い評価に立った特色をしめしているばかりではなく、それは、同時に、倫理学、哲学、教育学、政治哲学、社会問題等のすべての軸線となつてのプラグマティズム哲学の一つの特徴をあらわしているものと視ることが可能であろう。清水の「科学的立法」もまたデューイから大きい示唆を受けたものであつた。『社会学概論』で強調された彼の科学観、科学方法論をみると、つぎのように述べている。すなわち、『科学とは一塊の知識乃至結論ではなく、何よりも方法乃至態度であることは、デューウィの終始力説するところであつた。科学は、「観察、反省、検証という如き或る方法を用いようとする習慣的意志のうちに具体化されている態度」である⁽²⁰⁾と彼は言う』と述べて、デューウィの科学観、方法にしたがっているばかりでなく、ここでやはり、「習慣的意志のうちに具体化されている態度」というように、「習慣」を強調した科学的方法を採択しているのは、人間と社会の実質についての、デューイの思想『プラグマティズム哲学にもとづいたもの』ということができよう。し

たがって、旧来の観念的科学観について、「神聖にして犯し難いというやうな特殊な信仰の問題は存在せぬ。科学を或る一組の信仰や観念と同一視するのは、それ自ら古代的な、いや、今日もなほ行はれてゐるドグマティックな思维の習慣の残存であつて、これこそ現実の科学に対立し且つこれにとって有害なものである。蓋し科学的方法はただドグマに対立するのみでなく、同様に教理に対立するからである」と述べているのも、当然のことであらう。

- (1) 「プラグマティズム」『哲学辞典』昭和十三年、五七二頁。
- (2) 「プラグマティズム」『現代政治学小辞典』昭和五十三年、二四二頁。
- (3) 同書、二四二頁。
- (4) 堀豊彦「国家主権の絶対性」『デモクラシーと抵抗権』昭和六十三年、二一九頁。
- (5) 同書、三一三頁。
- (6) 同書、三一三頁。
- (7) 同書、三一三頁。
- (8) 鶴見俊輔『アメリカ哲学』昭和六一年、一八八―一九頁。
- (9) 同書、一八四頁。
- (10) 同書、一八五頁。
- (11) 同書、一八七頁。ちなみに、プラグマティストとして行政面に大きい影響をあたえたT・V・A長官、リネンソールについて、オットーのプラグマティズム哲学を概観したのち、鶴見は、つぎのように述べている。すなわち、「T・V・A（テネシー溪谷開発局）の構想をたて、やがてその長官となったリネンソールは、オットーの生徒であり、オットーの「現実」観から影響をうけた」（『アメリカ哲学』一六九頁）したがって、たしかに、リネンソール長官は、人々の幸福をもとめる「日常の哲学」を標榜し、哲学の社会性や人間性を強調したオットーの思想を具体化したものといえよう。
- (12) 同書、一八六頁。
- (13) 鶴見俊輔『デューイ』（人類の知的遺産60）講談社、昭和五九年、一九三頁。

- (14) 同書、二五三頁。
- (15) 田口富久治『社会集団の政治機能』昭和四十四年、第一章「アーサー・F・ベントレイの政治学」とくに四二頁以下。
- (16) 鶴見『アメリカ哲学』、三三四頁。
- (17) 鶴見『デュローイ』、二七二頁。清水幾太郎は、一九五二年『社会心理学』のなかで、文献解題を附して、もちろん、キンボール・ヤング (Kingball Young) の論文「社会心理学」(Social Psychology, History and Prospects of the Social Sciences, ed. by H. E. Burnes, Alfred A. Knopf, 1925) をあげている (二二三頁) が、同時に「J・デュローイ『人間性』と行爲」の重要性を説いてゐる。そこで「第二に、参照した文献の影響であるが、私は、世に条件反射の仮説しかないとはい込んでいた。従って、習慣の紹介に決定的な意味を認め、この観念を基礎にして一切を処理することになった」(二一八―一九頁) と述べているのは、あきらかにデュローイの影響にほかならない。清水にあたえたこの本の印象が大きかったのは、つぎのような表現で強調されていることによつてよく分る。「少し大ききに云えば、これは、私の聖書であった。今でもさうであるかも知れない。この本を読んでから、次々にデュローイの他の著書を読むやうになった」(二二三頁)。
- (18) 同書、二七二―二頁。
- (19) 清水幾太郎『社会学概論』昭和二十八年、八十八頁。
- (20) 同書、一六九頁。
- (21) 同書、一七〇頁。

二

政治的多元主義、あるいは多元的国家論の主張者として、フィギス (J. N. Figgis)、『マートランド』(F. W. Maitland)、『バーカー (E. Barker)』、『コール (G. D. H. Cole)』、『マッキューヴァー』等をあげることができるとは、いふまでもないが、同時に、ラスキの多元的国家論が、もっとも代表的、典型的なものであったことも事実であろう。もっとも、

多元的国家論のラスキの思想や理論にも、相当な変化がみられ、政治評論家、または労働党に属する政治実践家でもあったので、何をもってその思想を代表させるかは、一つの課題であるともいえよう。初期の主権論を中心とした攻撃的な多元的国家論の主張において、およそ彼の多元論の特質を見ることができようけれども、後年の国家論、責任国家論にあらわされたフェデリズムもまた、彼の主要な特徴であったと見ることもできるだろう。ここでは、ラスキの多元的国家論の変化をめぐって、つぎのように整理することができるだろう。たしかに、一九二一年『主権の基礎』によって、ラスキの思想が積極的な多元的国家論を主張していることは事実ではあった。けれども、初期三部作一九一七年『主権の問題』、一九一九年『近代国家における権威』、そして一九二一年『主権の基礎』において、主権論を中心とした多元的国家論の主張が明瞭になされているのである。ラスキは、これらの連続した研究によって、「国家は人類結合の多くの形態における一形態にすぎないのであり、他の結合体と比較して、国家という結合体のみが、個人の忠誠心を要求する点において、とくに優越しているわけではない」とするのが、その基本的な考え方であった。この考え方は、とくに、『近代国家における権威』のなかで、ラスキが「国家と他の社会団体に対して、国民各個人の忠順 (allegiance) が分散可能であると説いて、国家であっても、国民の全ての忠誠 (the whole loyalty) を吸収しえないばかりではなく、国家に対する信頼感が、かならずしもつねに、社会団体よりも、その信頼感が優越するわけではない」と断言しているところ⁽¹⁾にあらわれている。

ところが、一九二五年『政治学大綱』においては、「国民各個人は、国家、労働組合、教会その他の社会団体のメンバーとして忠順の程度は、各団体の業績 (achievement) 如何によるものであるから、その判断にしたがって、これらの団体の何れに属するかを選択する自由がある」と述べている。⁽²⁾したがって、国家は労働組合、教会等と、所属

のメンバーを獲得するために、競争の地位に立っているという意味においては、前著『近代国家における権威』とくらべて、その主張の延長線上にある多元的国家論として、体系的な思想を展開していることになるであろう。

ラスキは、ここにおいても、ヘーゲル的国家論をきびしく排していることは、「この面における国家は、大衆に社会善をできるだけ大規模に実現せしめるための組織ということになる。あきらかに、その機能は行為の一定の均一性を助長することにかぎられざるをえないし、それが管理しようとする領域は、実験のゆるすかぎりで縮みも拡がりもするだろう。国家が口を出すつもりのないことがはっきりしている生活領域もある」と論じているところからよく理解することができる。また「だから国家は、人間活動の全領域を包括することに取りかからないのである。国家は社会とはちがう。国家は社会秩序の基調を定めるにしても、社会と同一物ではない。国家を理解する基本は、この区別の存在を会得することにある」とも述べている。しかしながら、『政治学大綱』においては、このようにして、社会内における国家の位置づけが、他の社会团体と並列的存在であると主張することにおいてまったく変りはなかったのであるが、国家は、他の団体がそれぞれの目的を達成するために、社会全体の一般的目的達成のために、一つの調整的、秩序的機能をはたらくことを強調している。この点では、従来の烈しい国家否定論にもつながるような調調が姿を消して、一つの変化をあらわしたものと認められよう。もっとも、国家と労働組合をまったく同一水準において評価しようとしたのは、初期の業績にみられるラスキとコールであって、後年、マッキーヴァーと同様に、国家機能の全体性と国家権力の独自性を承認しているのである。⁽⁶⁾

ここで、われわれは、一九二一年『主権の基礎』、一九一九年『近代国家における権威』、一九一七年『主権の問題』等にもみられる尖鋭な政治評論的主張とはことなつて、ラスキが、体系的、組織的な著作であった『政治学大綱』

のなかでは、国家を他の社会集団と併存する地位としながら、国家と社会を峻別して、同時に、ある程度積極的な国家の機能を認識しようという二つの主張をおこなっていることを認識しなければならないであろう。そしてなお、前述したように、国家機能の全体性と独自性を説いて、これまでよりも、国家に優越した地位を与えたものということができるだろう。

もともとラスキの研究をどの時点で解釈し代表的な思想として把握するかは一つの問題であろう。ラスキの多元的国家論のはなばなしい登場は、いちじるしく政治主義的なものであったことから、ともすれば、初期の三著作にみられるように、国家と社会との分離を説くことに急であったために、国家の否定につながるような主張が大きな意味をもっていた。こうしたラスキの態度は、第一次大戦頃のイギリスをも支配した国家一元論、すなわちヘーゲルからボズンキット(Bosanquet)に流れて行ったヘーゲルの国家論に対する反抗、対抗権力の姿勢を表明したものであったと解されよう。したがって、もともと、政治評論家として戦間的な論調をしめたこれまでの三著作にくらべて、はじめての体系的政治学の原論といえる一九二五年『政治学大綱』においては、国家が個人の忠誠をすべて吸収するものではないこと、国家と社会の並列を説きながらも、国家の統合能力を評価し強調したことは、ある意味で、伝統的国家観を継承し評価したものであり、よく理解されるものでもあろう。こうした傾向は、一九三〇年『近代国家における自由』(Liberty in Modern State)、一九三一年『政治学叙説』(An Introduction to Politics)、一九三二年『国家主義と文明の将来』(Nationalism and the Future of Civilization)、一九三三年『危機にも民主主義』(Democracy in Crisis)等一連の著作は、ラスキがイギリス労働党の幹部として活躍していた頃のものであり、政治評論家的著作ではあったが、それらはすべて、『政治学大綱』にあらわれている国家観、すなわち伝統的国家論に類似した国家機

能の優越性と独自性を強調した主張ばかりであったといつて差支えない。これらの論調には、あきらかなナチス党を非難攻撃する論旨がうかがえることは、前述したような一九二五年の『政治学大綱』の趣旨、その国家観の延長線上にあり、このような政治状況のなかで、自由主義と個人主義、デモクラシーを守るために、国家の地位を強化しようとする論旨が理解されよう。

この点について、堀豊彦がつぎのように述べていることは、重要な解釈であろう。すなわち、「このような態度が、『政治学要綱』(一九二五年)(A Grammar of Politics)からやや緩和したかに観られたが、この傾向・変化はその後、『危機におけるデモクラシー』(一九三三年)(Democracy in Crisis)を経て、『理論および実践における国家』(一九三四年)(The State in Theory and Practice)に至る頃になると、彼は国家に対してその固有の属性として具体的強制力において、爾余の団体一般とは類いを類にする、強力なるものが本具することを認識する、という変更を示した。……ここに至ると、彼もその国家論においていわゆる正統学派のそれと殆んど選ぶところなきが如き程度にまで変改―後退―したと観なければならぬもののあることを考えさせる。これにはそれ相応の理由があるであろう。が、それは一九三〇年頃から次第次第に彼の祖国をもその抵抗のうちに立たしめたところのファシズムと共産主義との急迫と、それらに対抗してイギリス本来の自由主義の擁護の意志、および斯かる志向の立場の固持とがそのために考えらるべき重要な理由であるであろう。しかし、この場合においても社会を基本的に聯立的な(Federal)性質と観ようとする彼の素志にはいささかの変更も認められない。これは飽くまでも抜き難い彼の合理主義的、自由主義的基調であるであろうと考えられる⁽¹⁾」。

(1) H. Laski, *Authority in the Modern State*, 1919, pp. 83-5.

- (2) Laski, *A Grammar of Politics*, 1925, p. 251.
- (3) *ibid.*, p. 25.
- (4) *ibid.*, p. 26.
- (5) *ibid.*, p. 76.
- (6) *ibid.*, p. 270-86.
- (7) 堀豊彦「国家主権の絶対性」『デモクラシーと抵抗権』昭和六三年、二二五頁。

三

われわれは、ラスキのみではなく、多元的国家論の理論のうちに、ドイツ観念論にもとづくヘーゲルの国家観への反論と批判がふくまれていることを認めるのはいうまでもないが、同時に、それはイギリスにおける経験主義的、実際的、実証的な考察の態度に裏づけられたものであろうと考えることができよう。ことにラスキにおいては、プラグマティズム哲学の傾向と特徴を認めることができよう。

国家が民族国家から脱皮して、近代市民社会として発展をとげるとともに、株式会社、企業、労働組合その他の任意団体が出現してきたことはよく知られるところであろう。したがって、国民の個人個人の意識、また素朴な考察からいっても、近代国家における議会が、本来の代表機能を持っていることは疑いないとしても、代表されるべきこれらの任意団体の利益は老大なものとなり、しかもこうした複雑な機能や要求を過不足なく完全に統合し、調整することが困難なことになったと認識されるようになった。このような社会発展のもとでは、国家の統制のもとに、国民の個人個人がすべて服従させられることが不合理であると考えられ、その考え方は産業、労働等本来あらゆる市民生活の

営為について、国家の機能がおよんでゆくことが不可能であるとともに、したがってまたそのようにあるべきではないという、国民の自由の主張にも適合するところがあったのであろう。このような国民の個人個人の素朴な確信が基礎にあつて、任意集団の自立と発展が、多元的国家論の主張をみちびいて来たであらうことは、容易に考えられるところであらう。ここに自由主義思想にうらづけられた政治的多元主義があり、また、T・H・グリーンにいたつた新ヘーゲル主義に対抗した新国家論を生み出したのであらうことも、よく理解されるところであらう。

このような考え方は、つまるところ、個人個人の意志を中心として任意の結社である会社や組合、教会等のもつ活動が、政府に代表される国家機能のなかに吸収され、支配され、命令される筈がないとするつよい意志や願望から、市民的自由権の主張が生れることになつたのであらうし、それよりも、人間の自由な宗教活動や結社の活動の多元性にかんがみても、到底、多彩にわたる国民個人の利益、心情を統制して、政府、軍隊、警察等に見られる国家活動にからみこまれるべきではないとの確信を育てることになつたのであらう。

政治学的理論としての多元的国家論、または政治的多元主義の主張が、一九〇〇年代初めの全体主義的国家論へのするどい反撥であつたとしても、以上のように、イギリスにおける国民の素朴な日常的自由の感覚、その経験主義的、合理主義的な思考に類縁の深いものであつたらうことが推察されよう。

ラスキに大きい影響をあたえ、とくにサンディカリズムをとり入りさせた連帯主権論者のデュギー (L. Duguit) の晩年の著書に、一九二四年の『法律上のプラグマティズム』(Le Pragmatisme juridique) があることから、デュギーとラスキの法律、政治、国家の考察の仕方に、社会学やプラグマティズムの方法論が共通して認められるだらう。このことから、ラスキがヘーゲル的な形式的で抽象的な思弁哲学を基礎にした国家論を攻撃したことは、デュ

ギーやホップハウスの実証主義的方法に基礎づけられたものであったろうことが推察されよう。なおラスキにみられる社会心理学やプラグマティズムの源流を辿れば、G・ウォーラズからの影響も大きかったことが肯定されるだろう。ウォーラズには、一九〇八年『政治における人間性』(Human Nature in Politics)、一九一四年『巨大社会』(The Greater Society)、一九二二年『社会遺産』(Our Social Heritage)の主要な著作があり、これらは、すべて徹底した経験主義的方法にもとづいたものであった。それは、固定した概念や形式論理におちいることをいまいしめ、従来の学説に深入りしない研究の手法であった。⁽¹⁾ラスキの多元的国家論の主張は、ウォーラズの現実主義的、経験主義的、政治心理学的方法にしたがっているもので、おなじように、ウォーラズの忠実な系譜につながるアメリカの政治学者、政治評論家として著名なW・リップマンのプラグマティズムに相通ずるものがあつたのであろう。この点からいえば、第一次世界大戦中と戦後にかけてイギリス労働党や労働組合運動への実践活動に密着しながら、現実主義的な多元的国家論を構想し、自由主義的かつ功利主義的思想に基礎づけられているラスキの方法は、R・M・マッキーヴァーが、理論社会学、社会团体論に依拠して、結社としての国家論を展開した方法とはことなつた態度であつた。したがって、「ややもすると、時流にしたがって所説を左右するような危険から免れることが困難である。ラスキは固定したドイツ哲学的な観念と思弁性とを攻撃したが、おのれの方もまた、常に動いている政治的な事象からの影響をうけて、しっかりした原理をもたない思弁に、陥っていたことを覚らなかつた憾みがあつた⁽²⁾」との批判もある。その批判は、たしかに国家に機能に関する考察の変化をふくめて妥当する批判ではあるが、ここでは、ホップハウスの実証主義的社会学の系譜、ウォーラズの経験主義的方法の延長にラスキを位置せしめる見方に、ラスキのなかに自らアメリカで学んだプラグマティズム哲学の実践や社会科学への発展を見ることができると強調しておきたい。

さて、権威の原理的な解釈や研究は、とりたてて、ラスキのみによってなされたとはいえないとしても、国家主権を権力概念ばかりによらないで、概威の概念によって解釈し、国家、実際には政府だけではなく、教会や労働組合に主権性を認めようとしたことは、大きい特徴であった。そして、彼が、国家も教会も労働組合も、おなじように機能的集団として規定し、その権威性を個々のメンバーにあたえる利益とか効用の程度によって判断しようとしたことは、実利主義的、実際主義的な考え方であったが、同様に、メンバーの側についていえば、団体にささげる忠誠の程度は、団体がメンバーにあたえる利益や効用に比例すると考える、その思考のなかにプラグマティックな特質を見ることができらう。このような権威の説明は、個人から見た利害得失という物質的な判断に立って眺めようとするので、権力概念を欠いた主権概念の把握であり、一面的考察であるといわなければならない。けれども、このような主権の解釈としては不十分であるとしても、功利主義的立場から権威を説明しようとする企図は、一つの独創であり、そこにイギリス、アメリカ的な経験主義とプラグマティズムの立場をしめしたものといえよう。なお、ラスキの主権の解釈が、いちじるしく、実利的功利主義的であるばかりではなく、倫理的色彩をもっている点もまた、プラグマティズムにともなう傾向であろう。先にふれたように、ラスキは、自身の学説を多元的国家論 (The Pluralistic Theory of the State) とよび、彼がこの立場から批判の対象としたのは、イギリスで、グリーンやボズンキットにいたる、ヘーゲル的国家論を基礎とした一元的国家であった。したがって、彼は、従来の伝統的国家論における抽象的一般論としての一元論をめざして対抗したわけではなく、ボズンキットやグリーンを中心として、国家生活の絶対性を主張したオックスフォード学派の新ヘーゲル学派を目標としたものであった。そこには、ラスキの「国家は全能であってはならない」という政治学上の主張と、同時に、倫理的主張をふくんだ個人の自由の伸張が強調されるものが

つた。⁽³⁾

さきにもふれたように、一九二五年、ラスキは、これまでの政治評論的論文ではなく、体系的な理論政治学『政治学大綱』を発表し、国家の機能について独自の特色を認めた。国家を多くの機能的社会集団の調整者と規定する考え方は、一つの大きい変化であり、部分社会の競合説から社会連帯説、あるいは社会集団の連合説への変化とみる事ができるだろう。また初期のはげしい多元国家論にくらべて、責任国家論の主張でもある。したがって、多元的国家論の主張から云えば、緩和説、軟化説ともいえよう。

しかしながら、本来、ラスキ等の多元的国家論の主張が、第一次世界大戦時代に急激に発展したイギリス労働組合の運動と、それを背景にしたイギリス労働党の実践に対応して起ってきた理論的武装であったことを考えると、初期の競合説にあらわれる国家(政府)への攻撃は、徐々に緩和され、連帯的な国家観、そして国家の機能への評価という変化は、当然理解されるであろう。ラスキの主権論は、結社や政府、政党等に権威としての主権性を認め、国家の主権性を否認しようとするように見えるが、その本意は、労働組合の国家性を強め、労働党の躍進をもとめようとするところにあつた⁽⁴⁾。したがって、ラスキは多元的な国家の例証として、教会、労働組合をあげているが、国民の個人個人の忠誠心と服従を引きつける魅力ある団体は、政府だけに限らないことを強調する引例にすぎなかったであろう。

また、「初期の傾向と異なるもの」といわれ、「大きく軟化され、緩和された」、「伝統的な国家論への接近」と批判されるほどに、フェデラリズムの立場をとりながら、国家の独自性を認めた『政治学大綱』の国家観は、やがて襲ってきたナチス運動への批判につながる先駆でもあり、するどい触覚をはたらかせた国家論でもあった。したがって、

その延長線上に、一九三〇年『近代国家における自由』、一九三二年『法と政治における諸研究』、『国家主義と文明の将来』、『危機と憲法・一九三二年とその後』、一九三三年『危機における民主主義』が発表されているが、これらの著作はナチス政権にたいする批判と攻撃にあふれたものであった。このようにして、われわれは、ラスキ国家論のなかに、現実の政治状況や環境の変化とともに歩む、いわば対応の哲学として、経験主義、現実主義、実際主義、多元主義等の性格をもつプラグマティズム哲学の発展を見ることができよう。なお、ラスキの初期の著作、一九一七年『主権の問題』のなかで、プラグマティズムの大成者デューイを参考にしてつぎのように述べているのは、明瞭に、多元的国家論にその理論的基礎をあたえるものであり、一貫して流れる特徴であったということができらう。すなわち『こうした多元的国家論の困難は、徐々に消え去ろうとしている。それは、一つの理論として、形式、内容ともに、デューイ教授が「あきらかな実験者」とよぶものである。それは力というものの正しさを否定する。力そのものが消滅する。すなわち、服従への国家の内的要求が消え去って行くのである。すべての他の結社とおなじように、国家も達成した業績によって証明されるということなのである。社会集団は、進歩的発展への恒久的努力のなかに互に競争するのである』⁽¹⁾。

(1) 「ウォーラズの方法は、かれみずからの眼前で去来した政治諸現象を、正確に観察し、丹念に記述し、類異に応じて分類し、最後に結論をうるというやりかたであった。だから、政治的な諸会合での討議とか、政治的な諸運動などのような、ウォーラズ自身が目撃したものはもとより、新聞雑誌のような定期刊行物に載っていた政治記事をも、政治心理の動向を測定させるに足る主要資料として重視し、おのれの思索に役立てることであった」。岩崎卯一『近世主権学説の研究』昭和三五
年、二八一頁。

(2) 同書、二八二頁。

- (3) 堀豊彦『デモクラシーと抵抗権』、二二〇—二二二頁。鶴見俊輔は、プラグマティズムの構造を分析し、実証主義、自然主義とともに、功利主義的傾向を重要な柱としてあげている。鶴見俊輔『アメリカ哲学』昭和六一年、二〇六頁。
- (4) 岩崎前掲書、三〇一頁。
- (5) Laski, *Problems of Sovereignty*, 1917, p. 23.

むすび

以上において、われわれは、第一章で、概括的にプラグマティズム哲学、それと政治理論、とくにラスキの多元的国家論との連関をとりあげ、第二章で、ラスキ国家論の変化、ことに国家機能についての評価とその意義を考察し、第三章で、プラグマティズム哲学を支える相対主義、経験主義、多元主義、現実主義等の特徴をもつラスキの政治思想について論述することができた。しかしながら、政治理論にあらわれるプラグマティズムの諸相を見るためには、ラスキとおなじく、ウォーラズの系譜にしたがって独自の領域をひらいたW・リップマンにおけるプラグマティズムの重要性に着目し、彼の政治思想、政治評論と政治的实践におけるプラグマティズムとデモクラシー論を探索することによって、プラグマティズム政治学の特徴を、より一層あきらかにすることができらう。